

(2) 教育関係史料

(a) 関素寿の私塾経営

関素寿は幕末から明治初年にかけて山辺郡前之内村（現東金市）で私塾を開き、近隣の子弟の教育に力を尽した学者、教育者である。最近では、幕末に順天堂で修行し、明治期にかけて活躍した蘭方医関寛齋の養父であり、その生き方に大きな影響を与えた人物として頓に注目されている。

素寿は、寛政八年、前之内村の君塚兵左衛門の長子として生まれているが、故あって村内の今関家の養子となったが、のち関姓に改姓している。『千葉県教育百年史』（昭和十年）にも第五節山武郡の私塾及寺子屋教育のなかの私塾表にも「学科読書習字 所在地 豊成村前之内 塾主関素寿」として掲載されているが塾名、開業期、生徒数などは不明としている。

『東金市史 総集篇五』（昭和六十二年）の「人物篇」には関素寿についての委しい紹介があり、その教育については「読書、習字に力を入れたことはもちろんであるが、日常の行儀作法のしつけには特に心を用い、清掃指導にいたるまでキメこまかく仕込んだようだ、…また「製錦堂百ヶ条」という教戒を作成したということであるが、それらがどのような内容のものであるかは文献が残存していないので、何とも言いかねる、」としているが、並木家文書に「製錦堂塾則」や「百箇条」が発見されたので、その実態も解明できよう。

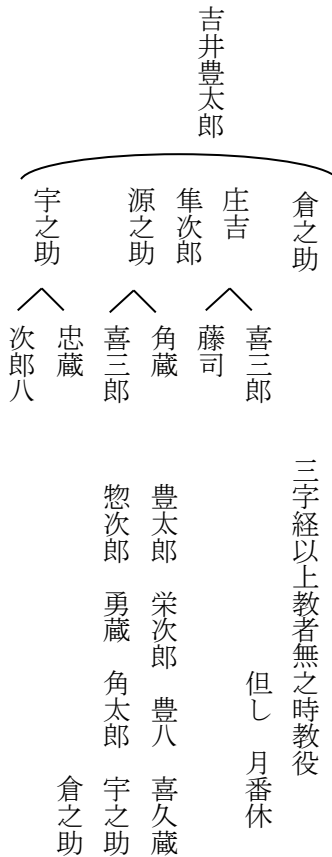
一般的に近世の私塾は、その具体的教育内容や生徒数は不明の場合が殆んどであるが、次に紹介する製錦堂塾則や百ヶ条には教育実態を示す部分もあり、グループ学習的な側面をうかがわせる部分もある。最近、

前田勉氏の主張している近世の教育における三要素である素読、講義、会読のなかで会読の重要性、近代性（『江戸の読書会―会読の思想史―』前田勉 平凡社選書）との関連も考えられる。

【史料47】製錦堂塾則
オブリクシキョウノルルニ
 製錦堂塾中視事法令

督学 総制 但し十日交代に可相勤也

第一幼少の者共を愛隣を加ふる素読手習等相糺夫々支配へ申付若不精にて教ふる平又教えても読さるか右等の者共相糺また筆墨紙帳にしるし多分二費し使わさる様差図致し不参帳日々無怠慢相改また三日不参の者書出し行儀物事道中佐法等相改時々百ヶ条よみ為聞候様心得らるべき事



女中共机取次番 紙屑擔番

布流河喜久藏 熊次郎 幸三郎 古状庭訓右同断 源之助 熊次郎 宇之吉 龜藏 手習毎日可教者 豊太郎 忠藏 源之助 宇之吉 清八 源之助 集次郎 紋太郎 源助 豊次郎 幸三郎 喜久藏 幸三郎 喜久藏 幸三郎 庄吉 角太郎 龜藏 〱もとこうにて物読可教事手習ハ男子とも 熊次郎 にて教可申事 右者もとこうにてあいへ毎日物よミ可教事 女中仲間にて手習者読毎可教、但女中仲間にて 物読せハ女中支配十三人にて可致事 掃除番 但し月番休 他村掃除番 諸村一同に下る日は他村之者 共にて可勤事、他村掃除ばん 勤ること稀なるゆへ身分の思 やりの為ニも可相成事

肥田惣次郎 龜藏 〱定五郎 古状庭訓糺役 毎日糺し可遣事 豊太郎 栄次郎 豊人 喜久藏 惣次郎 音七 〱甚吉 勇藏 宇之助 庄吉 倉之助 清八 〱磯吉 留守中五経已上素読糺役 芳藏 〱仁助 留守中三字経以上糺役 豊太郎 栄次郎 豊人 土屋 勇藏 専次郎 〱喜三郎 留守中三字経以上糺役 辰次郎 〱伴藏 留守中三字経以上糺役 万次郎 〱奥治郎 喜久藏 惣次郎 勇藏 角太郎 辰五郎 〱貞三郎 庄吉

岩崎庄吉 豊人 勇藏 豊太郎 宇之助 〱こう 源之助 宇之吉 清八 源之助 集次郎 紋太郎 源助 豊次郎 幸三郎 喜久藏 幸三郎 喜久藏 幸三郎 庄吉 角太郎 龜藏 〱もとこうにて物読可教事手習ハ男子とも 熊次郎 にて教可申事 右者もとこうにてあいへ毎日物よミ可教事 女中仲間にて手習者読毎可教、但女中仲間にて 物読せハ女中支配十三人にて可致事 掃除番 但し月番休 他村掃除番 諸村一同に下る日は他村之者 共にて可勤事、他村掃除ばん 勤ること稀なるゆへ身分の思 やりの為ニも可相成事

督学総制之者とも同様に新参の者とも愛憐致し克素読手習行儀作法物 事等右教喧嘩口論狗齧合悪口致し候者可相糺事 齋藤宇之助 女中共江毎日物読可教者 土屋源之助 并ニ手本物よミ手習相兼月番休 小安熊次郎 惣次郎 倉之助 今関卯之吉 喜久藏 隼二郎 行木龜藏 角太郎 もと

観察吏 但十日交代ニ筆墨紙帳ニ可附事

但し月番休式人ツ、の者雪隠掃除番并手水瓶

水うち番 倉之助 隼次郎 倉之助 隼次郎 水くみばん老人ツ、拾式歳以上

水くみばん老人ツ、拾式歳以上

水くみばん老人ツ、拾式歳以上

水くみばん老人ツ、拾式歳以上

水くみばん老人ツ、拾式歳以上

水くみばん老人ツ、拾式歳以上

水くみばん老人ツ、拾式歳以上

水くみばん老人ツ、拾式歳以上

水くみばん老人ツ、拾式歳以上

水くみばん老人ツ、拾式歳以上

時ニ寄三四人ツ、 江水を入又夜汲取為告知役

豊八 辰次郎 相兼

栄次郎 万次郎 宇之助 源之助 熊次郎 宇之吉

喜久蔵 辰五郎 亀蔵 庄吉 豊次郎 清八

豊太郎 芳蔵 辰次郎 万次郎 辰五郎 芳蔵

惣次郎 乙七 条蔵 乙七 専次郎 喜三郎

勇蔵 専次郎 三ヶ村履番 老度ニ老人ツ、

角太郎 喜三郎 宇之助 熊次郎 宇之吉 清八

宇之助 忠蔵 辰次郎 万次郎 条蔵 乙七

源之助 石太郎 専次郎 喜三郎 忠蔵 石太郎

熊次郎 甚吉 幸三郎

宇之吉 奥次郎 他村履番右同断

亀蔵 幸吉 亀蔵 源之助 豊次郎 辰五郎

豊次郎 幸三郎 芳蔵 喜三郎 甚吉 奥次郎

清八 倉之助 幸吉

隼次郎

督学諸吏総員外 当時決職ニ付督学総制ニ而兼役

督学総制觀察吏其外之者依怙負無礼無之様素読間違等相糺書物へかな付之者制し入塾の者へは右之趣実意に指揮致すべし、かならずけんどん邪見にいたす間敷事、猶また閑暇の時は百ヶ条読為聞可申事
右之条々閑暇之時能々熟読放心いたさせざる様可心得事

甲辰の春

製錦堂主人

(目録番号 S1)

【史料48】製錦堂百箇条

(豎冊・表紙)

天保十己(ママ)年

八月十五日

百箇条 全

製錦堂教訓詞百箇条

一年長の者は礼儀を以て敬ひ、幼少の者は愛憐を加へ勞り可申事

何事に寄らす非道の行ひ致すべからず、年長の者共は嚴可致心得事

一年長の者は己れ支配の者共へ素読・手習相糺し、日々可為致出精事

外支配頭不参節、己れ支配間横、領道(導力)取扱可致事

一支配頭或年長の者不精致、幼少の者共に不教者有之者外支配者急

度可申出事

一年新参の身分にて先覚為者の教を否み候者早速可申出事

一年長の者心付振を致し、長少新参者の分限も許さず飽まで教為困窮

〔間敷事力〕

一素読・手習は不及申、物を教諭致すには長敷相教へからず、慳貪けんどんに氣

突処間敷事

一素読・手習は不及申、何事によらず教を受ながら傲強曲り強返答致間

敷、又者素読致し候哉否や月番支配頭を日々可相糺事

一若素読致さざる者有之候ハ、支配頭月番可致沙汰、其形押隠者可為

落度事

一素読義古状・庭訓・孝経・大学迄ハ六へん方七八へん、中庸方孟子

迄ハ四遍方五六へん、五経以上は惣覚へよき者ハ壹式へん、中分式

三遍□□敷事、あしき者へハ四五へんと心得分量□可致事

物覚の甲乙にて紙敷を限るべし、分外に教を授かれは胡乱覚にて

後々嘘語を伝るゆへ、もの覚量に随教を可受事

一素読糺しを受る時教多を授る者の本にて致すへき事、教を授るに紙敷

多分にて覚へかね減し候者は人の労お(を力)も弁へ「一なく

己の器量も知さるゆへ克々心得事、素読正しを受る時度々相返さるゝ

者ハ常々不精故無此上も可為恥辱事

一長少となく物覚へ能者へは多分に、あしき者は少分に教可遣事

一書物へ仮名付候共相互に見せ間敷、字差棒かな可為同断事

一朝早く参り前日素読致し候処を温書、其上掟通に温書又毎夜自家に致

温書事

一素読正しを受胡乱覚にて相返され候者へも先学の者共にて先ハ実にて

可遣教、若面倒におもひ突廻し余人に譲る間敷事

一素読正しを授る時、居り俛にてふみ乱又摩寄座を不可移事

一素読を授りながら欠伸し、身悶し、酸鼻し、眊をし、頭を振り、経櫛

を徒に致し、領を撫、手足を動し、種々に不作法いたすべからず、行

儀克居り、左の手をつき右の手にハ経櫛を附慎て可読事

一素読よみかへしハ、古状は一件り方壹枚迄、庭訓ハ式件方壹枚まで、

孝経・大学・中庸半枚方式枚方、論孟は壹枚方四枚迄、五経以上は壹

枚半方五枚迄、併し物覚の甲乙に随て紙敷に多少を限るべき事

一胡乱覚の上、不参能致し、素読に不精、相忘れ又ハ不参の手段に困

り同僚の不面倒の様に申成、亦不精を押隠んが為種々偽取巧み申間鋪

事

一 手本よみ様は素よみ同様教、若順んばん替之時は月番方差図致し其

上差支者其段可申出事

一 清書は書損・落字無之様相心得、姓名に奇字・典字書べからず

一 大文字へ者姓字と名頭の字を書べし、奇字典否様可心得事

一 大文字者恒に他人の見る者也、不恥辱にも相成候得者幼少・新参の者

ハ格別、年長の者共ハ念入可書事

一 素読教なかし、雑談・徒事不可致、猶又軍作素覓す

一 軍方戯作本ハ昼休の線香後、休日・夕方杯に可見、併夕方すみ致し候

姓と朝飯前にハ見べからず

一 線香中塾法に背き候者帳にしるし可差出事

一 線香中または新來のとき雑談不可致事

一 せん香中無用に文座(ママ)を開闔、帯を締直し、身悶へ、眊をし、

疾書・虚書・稗史身覓墨をすり、頬杖衝致し、便所立不精致間敷事

一 塾中一同貴賤長少と同様付の交り致し、自家の富裕権威誇るべから

ざる事

一 來客ある節高声に騒き種々の不作法致、常々□に戸障子の凶雅不可致

事

一 不法致し候者江万訳再三申聞、其上不用者ハ手にて擲、其外棒・書尺

の類にて打撃こと決而可為無用事

一 何事に寄らす依怙鼻肩なく道理に順ひ公に取扱ひ、相互に行届さる

こと眞実に教諭事

一 何事に寄らす交易或ハ売買等致間敷事、また己の氣に入し物を欺し

偽寄し交易売買致しますき事

三十四

一 拾ひ物致し候者何様の品たり共不押隠、早速相返可申事

三十五

一 己の物は大切に致し人の物は僂抹に取扱ひ申間敷事

三十六

一 不参の者者帳に驗置、三日目に急度可書出事

三十七

一 暇を願ふにハ支配頭へ相頼之、若不参候者月番方可申、また偽いとまを乞候者其形差置間敷事

三十八

一 筆・墨・紙の帳面相糺、多分に費し候者段可申出事

三十九

一 筆・墨・紙多分に持参致し、不驗押隠間敷事

四十

一 筆・墨・紙等儉約致し僂末に不致様相心得、己の分限より手(多力)分に費し、返て手間不精に致間敷事

四十一

一 己の筆・墨・紙其外の者の美を慢んし、人の僂品なるを不可賤事

四十二

一 筆・墨・紙其外の物の美を羨み、己の悪きを不可恥事

四十三

一 筆・墨・紙の好悪しにかゝわらず、達不達は己々の出精によるものゆゑ、万事ニ付己の入限より驕り候者ハ芸能に難達者と心得、螢を聚め、雪を積の出精可深念事

四十四

一 何品に限らず紛失致し候者最速可申立、等閑置候ハ、当人は不及申其時の月番・支配頭之者共の可為落度事

四十五

一 盆暮支度暇出候定日後、不沙法に入込候机・文庫勝手に持出或ハまたは大の机・文庫・硯箱等相頼れ不沙汰に持候事右同断たるべく候間、其段相届立合之上持出可申事

四十六

一 若無抛人の文庫・硯箱等開け候節者月番人衆又者支配頭立合可致事

四十七

一 半日にて不参の者机・文庫取形付候者庫憐(隣力)の者平支配頭か立合可致、又者朝暮に限らず幼少の者机・文庫取扱世話可致事

四十八

一 相對にて預り物致間敷、不得止事預り候者当月番か日番支配頭かへ相届、其上品に寄其暇(段力)可申出候、人々物を預り置後相忘れ紛失之様ニ申立大勢に難儀為致間敷事

四十九

一 口論・打撃合の苛察なる事故間敷、悪口・打擲致し候者強返答・擲返し致候者両様可為同罪間、其俣可申出事

五十

一 喧嘩・口論致し或ハ狗齧合為致候者を押隠と処露頭に及者当人可同断事

五十一

一 机・文庫拍拍子を鼓き或ハ腰懸登り歩く間敷候、見逃し候者ハ同様可為事

五十二

一 賭之諸勝負・碁・将棋一切致しべからず、見逃し候者可為同事

五十三

一 字差棒は休日に分家にて拵多持参可致、稽古所或ハ軒の下杯にて竹木の類切削り切屑を紙杯に包み捨て又者取乱置間鋪事

五十四

一 朱硯の外絵之具の類持参致すへからず、草双紙など觀の間鋪事

五十五

一 弓矢・吹矢・錢突鐘・幟・小旗付紙等の細工徒決而不可致事

五十六

一 座席之儀己れ随意の処に先着の者居り候を追立、我俣の振舞致間鋪事

五十七

一 着座次第一々の間ニ、八疊の間は拾式才以下の者、能は四疊、七疊の間は長少となく先着次第、老式の間・五疊間・茶の間ハ十二歳以上の者右之通り可慎居事

五十八

一 疥癬平愈致衆々糺し候上同席可致、また素読糺しの節疾居候跡ハ暫らく間を空可居事

五十九

一 尊上の人の前は腰を屈め、閑口上のみ対、類すへからず事

六十

一 手本清書何によらず物を出を上ると云ふ、取るを下ると云ふへき事

六十一

一 素読本忘れ来り其形打捨置相怠り間敷事

六十二

一 清書後手本紙数承りに出る時、觀察吏月番一人罷出混雜不為致様指

揮可致事

六十三

一 履番の者履物緒を取遣候時、取乱不可置事

六十四

一 履番に当り候者格別其「支配力」の者におのれの履物の取扱ひ為致間

鋪事

六十五

一 雨天の砌、心得なく軒の「庭力」前足駄にて踏あらず間敷、庭前は敷

六十六

木の上を可致歩行事

一 日々道中定のへ次第相守り争論不致様に気を附、風雨の節者別而幼

少の者共相勞り往来致し、朝暮出入行儀克年長の者方式人ツ、辞儀可

致事

六十七

一 督学総制觀吏不受の者共不法を制、心酌(斟力)致、格叱罵を急、

平生行跡の善惡ニ依て輕重可有之間、邪心を発し依怙鬣貞と希ふ間鋪

事

六十八

一 万事に付己の否なる事拔潜を致、掃除其外何に寄らず年少者申附、人

の見る前にてハ長敷見せ、不見の節者身遁れを致し、悪事を目論見

後暗き事をなし、友の思やり不知事

六十九

一 仮初にも長気なく、鬪論・唾方・狂ひ・戯気なる事を致し、終の事を

覚々敷騒ぎ立、途轍もな嘘をつき、人を誑かす間鋪事

七十

一 輕薄口を叩き、種々の意地悪なる事を目論見、己の氣に入口者は是非

の差別、徒党ひ致、無情操上己同意の者と憩、頭合、可笑敷、無拵ゑ

人を可恥し、無作法なる行儀、不調法なる物言など咄ひ、辱へからず

七十一

一 机・文庫を筋違に致し居るに膝蓋を出、硯箱・手本書・雅友紙等机の

上に縦横不取乱様可心掛事

七十二

一 年長・支配頭・月番の者とも来客の砌、不行儀の者共を打擲、己れ返

而学頭・古參振を見分よかしに致し、返而己の浅間敷心事を朝しニせ

さる様心得可申、若不行儀の者有之候者再三判詞いたし、其上不相用

者は帳に留早速差出可申事

一 年少の者の徒事は申立、年帳(長力)の者の悪事前は權威に寄て連、

其形用捨致事全く年長の者共の横道たるへき事

自己の悪事を取申立候は過を改事ゆゑ、以遺恨含み間敷事

一 年長の者己の氣に逆ふ事有れば人を打ち或は拔打坏致し氣隨の振舞

不致事

一 貪偏食しなから菜・肴の品々尋合、其上雜話不可致、猶又梅天(干力)

の核・魚の骨杯不乱様可心得事

一 冬は己れ勝手に煖り、夏ハ我俣に涼処に居、人の寒暑を不思事

一 支配頭の者と定居の者共にて二便所不浄方致させる様氣お(ママ)付、

又二便あふれさる前夫々汲取可為致事

一 休日市・神社仏閣・縁日・參詣人立は、中にて種々の果を買食ひ歩行

間敷事

一 定居者類、邂逅等とは格別、恒々徒党を致、費まゑく供え、初童の

時無道の驕フコリ為せは其癖終身虜と成者ゆへ克々可致心得事

一 定居其入用の品通帳にて「買力」取を是と心得、無用の物買取無益ニ

金錢不費様儉約を可心掛事

一 定居者共は堂の内庭前灑掃等に気を付、履拔所・庭前・机の辺に紙屑

取乱れさる様また紙屑籠に余るときは夫々取扱ひ可致事

一 定居の者共早朝に起、年長の者共先達而掃除致、夕方も同様戸を闔、

年長者にて戸締りを見廻り、且不参の年少の者に難成業為致自分の身
通れ致間敷事

一 定居の者ハ通の者方別段長敷、通の者の規模にも相成候様、人懸の座
敷の者不及申庭前路中なり共奔走り歩かさる様差図可致事

一 定居の者は朝飯前に素読致亦しまひ、早き夕方或ハ長夜の砌は夜分、
休日は午時後杯見計ひ素読為致、通ひの無弁者は依肩様に思ふ者も有
之候得とも右刻限而ハ帰宅致し居候事ゆへ其訳克々勘弁致、若出精励
み右刻限而もかよひ来候得は同様可致遣事

一 自己の宅にて我假氣随に致惰弱愚昧ゆる度々自宅へ遁帰り己不精を
押隠さんか為種々申偽、師家同門のに面倒入様に申間敷事

一 定居の者も病気の節者実意を尽し相正へに介抱いたし可申、又恒々幼
少の者夜前二便に起候節者年長の者老人と場番にき添遣可申事

一 定居の者は自己の親方手習・素読出精致させん為遣候事ゆへ出精相励
ミ可申、不仕合の者ハ幼少方僕童・年季などに被差出候人勞難儀を思
ひやり、己の仕合能は全く親の慈悲なるを弁へ仮初にも無怠慢様可心
得事

一 子供の身分として酒興を好み夜遊ひ致、恒々手拭の頬被りく、帯を
尻につけ、結目を脇に邪せ年長人の真似致間敷事

一 同僚一統十歳以上の者は別段憐をかけ、掃除・戸障子の取締等の業差
免可申、幼少の者ハ万端不成熟ゆへ此段等相心得、且十歳或歳の者方
は可成業ハ差図致し候ても十歳以下の者に順して相勞り、拾三四歳の
者ハ十一歳歳の者方物事に氣遣、拾五六歳の者拾三四の者共の不行届
事を教諭致、万事に附無落度様取遣ひ、年の甲乙随て愛憐第一に可加

事

一 万事に附議を尽し教諭致べし、心慳貪邪見なる昔悪心持べからず、不
法なる行儀為ハ其身計か重師・親の恥辱なるは、恒々温・良・恭・悛・
讓と云五徳の道を朝暮忘さる様可心掛事

右条々相守可申事

(裏表紙)

「上総国

求名村

並木恒二郎

書之

(目録番号 Q 28 - 1)

【史料 49】関素寿書簡

(1) 関素寿書簡

(宛名)

「求名村

前之内村

并木角太郎様

今関俊輔

貴答

御紙面拝誦仕候、如命次第二薄暑相催候得共御全家様御揃倍御壯佳ニ被
成御座候よし欣喜之至と奉賀候、隨而拙家無事罷在候段乍憚御休意可被
下候、然者過日者態々御見舞被成下殊ニ寛齋方江厚御謝礼被下候段不淺
御義ニ奉存候、同人方江者右段此間幸便有之候ニ付申遣し候、定而当人
義も可奉感謝と奉存候且又来ル八日二者愚孫初太郎同伴ニ而御招キ被下

御芳情不淺御事ニ奉存候、何れ昇堂可得貴意候間、乍末筆も御全家様方江宜可然様御配声被成下候様偏ニ奉希候、先者貴答而已以寸楮如此ニ御座候、勿々頓首

四月朔賀

尚々甚以勝手ケ間敷者奉存候得共格別雨天ニも候ハ、昇堂被成兼候段者御間柄故無心隱申上候、かならず御叱呵被下間敷様伏而奉願候燈灯御遣し被下忝と落手仕候

(目録番号 A 7・11・20)

(2) 関素寿書簡

(封筒)

一 求名村

前之内村

并木角太郎様

今関俊輔

貴酬

一

御紙面拝誦仕候、如命寒冷ニ相成候得共御揃御壮栄ニ被成御座候由大悦ニ奉存候、然者此間者久々ニ而御来臨ニ預り候処只々御籠末而已御免可被下候、且又其砌者何寄之佳品御持參被下賞味不淺御事ニ奉存候、将亦今日者態々珍敷柑子沢山御惠投被下候処愚孫義殊之外大悦是また御礼奉多謝候、先者右御礼而已略文御免可被下候、勿々以上

十月廿六日

今関俊輔

并木角太郎様

尚々御大祖母様はしめ皆々様共時候節角被成御厚厭候様乍憚宜可然御配声被仰上可被下候、猶亦御親父様御義此辺御光臨之節も御座候ハ、

鳥渡なり御過訪被下候様奉願上候、以上

(目録番号 A 30・7・4)

(3) 関素寿書簡

(宛名)

一 求名村

前之内村

并木角太郎様

関 俊輔

要用

一

以手紙致啓上候、冷氣弥増候得共倍御壮栄と珍重ニ奉存候、然者此間者御祭礼ニ御招キ被下候ニ付參上可仕と存居候処、急速難去要用出来候ニ付御不音仕候段失礼御用捨可被下候、扱御繁用之所御願申上候茂如何ニ者奉存候得共御近所ニ衣類仕立者渡世仕候者有之候由世上一同諸職人手間格別引上候由、付而者衣類仕立拵賃銭如何程位ニ相成候哉御問合被下度、左二賃銭直段御聞合せ御驗被遣被下候様奉願候

一 單物 老枚

一 拾物 同

一 口綿入拾物 同

一 綿入衣類 同

一 大織紬之類綿入物

一 紗綾縮緬類綿入物

右大よう之処老枚仕立ちん何卒位ニ而仕立候哉乍御面倒御聞合せ被仰出候様ひとへニ奉願候

一 此間者何寄之美酒御惠投被下忝賞味仕候

九月廿四日

(目録番号 A 7・13・1)

(4) 関素寿書簡

尚々委細者喜兵衛様御存しニ候間御問合せ御光来可被下候
日ニ増寒冷ニ罷成候得と貴家御揃御壮栄と珍重ニ奉存候、随而拙家無事
乍憚御休意可被下候、然者十一月二日佐倉佐藤泰然門人岡本千春と申者
拙宅ニおひて書画会仕候間御操合御光臨被下候様偏ニ奉希候、取込節畧
文宥可被下候、恐々頓首

十月廿日

慶応元乙丑年

関俊輔

当时安右衛門様以前

并木庄治郎様

同 角太郎様

同 国藏 様

(目録番号 A7・2・3)

尚々申上候、会主方進物等遣し候方江者当百三葉と書印し候引札者遣し
不申候、しかれとも会主岡本と申者未聞不見え御方江者只引札のみ差上
進物者遣し不申候間当百三葉と書印し候引札両様差上申候、御賢知二者
御座候得とも三百文御持参御入被下候得者酒食差上其上唐紙扇子者会主
方売候間御買求め諸先生方ニ書画御書せ可被成候、書代錢者一錢も御差
出しニ及不申候、何分右段思召も御座候御方者御誘引可被下候、以上

(目録番号 K8・1)

【史料50】土屋采司書簡

肅啓、陳者故製錦堂墓碑建設費募集方御尽力願上御苦勞千万ニ奉存候、
却説其節ハ寛々御馳走頂キ辱奉謝上候、就テハ右募集帳此者ニ頂戴仕度
願上候、孰れ拜顔之上万謝可申上候、乍末御尊父様ニ宜敷御伝上之程奉
希上候、頓首

二月五日

土屋

桑田

(5) 関素寿書簡

(封筒)

「并木安右衛門様

製錦堂」

行木様

菱沼

封

土屋采司

桑田弘毅

方今昇平先以御壮健欣喜之至ニ存候、然者野翁当年七十歳ニ相成寿之
悦ひ仕候ニ付匱酒献度候間来る九月廿一日野宅迄御来臨被成候様待入
候、且匱品二者候得とも右古稀之賀として石盞一器呈進之仕候間何卒
御笑留可給候、以上

明治廿七年二月五日

前之内村

(目録番号 I4・1)

【史料51】関素寿之碑

(東金市前之内 常覚寺)

製錦堂関先生墓碣銘

文部大臣正二位勲一等公爵蜂須賀茂韶題額

(裏)

先生姓関氏稱俊輔後改素壽號製錦堂上総國山邊郡前之内村人君塚兵左衛

発起人

門長子也有故冒関氏別成一家自幼好学常繙經史尤重孝經與人談則及孝悌

山武郡豊成村殿廻

布留川小一郎

忠信之道平居督子弟講読傍教書字務適日用灑掃應對無不整飭嘗設條目誘

全郡 全村 菱沼

土屋 栄司

人有製錦堂百箇条每日筆記雜事或作経解或作詩文以為娛樂所著有幼学訓

全

加瀬 禎輔

等明治之初徳川氏麾下諸臣脱籍徘徊兩総間以煽動庶民先生會子弟諭以大

全

桑田 弘毅

儀子弟聞之帖然無復一人輕舉者郷党称其先見嘗云凡人生当常志裨益於世

全郡 全村 前之内

君塚治佐工門

死不如速朽心甘清貧勸奨窮民子弟不能就学者孜孜訓誨不倦及季六十孝養

全

君塚 勇一

老母能體其心未嘗一日怠子定省明治三年七十三病歿配齋藤氏無子養同郷

全

鈴木 元蔵

中邨吉井佐兵衛長子寛為嗣寛業醫仕徳島藩先生戒之曰苟不得志也須如陶

全郡 全村 二又

小安八右工門

彭澤舜五斗米決然無所回顧与富貴屈人不若貧賤肆志寛勸徒徳島先生掉頭

全

鈴木 俊造

曰與目汝勞公務屈膝長官未若在郷優游以適我意之愈也歿二十七年門人不

全

真行寺清太郎

忍忘教育之恩相議欲録其性行以傳之不朽来請余文余亦嘗受教先生者不得

以不文辭之也乃叙其梗概如此銘曰

耿介之節 守分報公 郷人作則 令名無窮

明治三十季四月建

正六位勲五等

佐藤舜海撰

藤 光雲書

荒川大精刻

(b) 近代的教育制度の出発 — 姫島小学校と求名小学校 —

明治五年八月の「学制」により国民皆学を原則とする近代的教育制度が
出発し、当地でも各村の寺院などを教場とする小学校が設立された。
求名村でも姫島村と合併で姫島小学校が設立されたが、のちに求名村は
独立して求名小学校を設立することになる。並木家文書には関係の教育
史料も多く、一部を紹介した。なお、並木家文書には明治中期の中等、
高等教育史料も多く、明治中期の千葉中学の講義資料や慶応義塾、明治
法律学校、東京専門学校などの入学案内、規則などもある。

【史料52】 姫島小学校設立二付願書

上総国武射郡

姫島村

求名村

第二十三番中学校区内

第貳百八番

姫島村

一 姫島小学校

岩崎久蔵居宅借家

坪数二十一坪、畳三十枚

習字 御試験之上

求名村

一 教授 被命度事

藤 熹平

支那学素読 御試験之上

姫島村

一 教授 被命度事

鈴木宗泉

一 戸数百三拾一軒

人員六百三十八人

一 生徒六拾人 内男四十一人 但六歳ヨリ

女十九人 十三歳迄

小学校費用概略

一金拾五円

書籍器機買入料

一金五円

教授給料二人分

一金五十銭

小学校借家料

一金七十五銭

炭薪油代料

今般小学校設立二付御規則之通出金可仕之処、拙村之義者貧村二付一時
出金差支候二付書面之通金円目付相付奉向上候、追而小学校新築之宮繕
料保護之ため貯蓄金之儀者協議之上可左奉申上候、以上

上総国武射郡姫島村

副戸長 九鬼五郎治

戸長 東条市右衛門

求名村

副戸長 行木忠兵衛

戸長 並木安右衛門

第九大区一小区

区长 甲賀秀実

千葉県令柴原和殿

履歴

第九大区二小区

上総国武射郡求名村

藤 熹平

明治七年二月三十九歳五ヶ月

御請書

第九大区二小区

上総国武射郡求名村

藤 熹平

奉申上候、今般小学校授業読書習字被御申付難有依之御請書奉差上候、
以上

右 藤 熹平

副戸長

差添人 行木忠兵衛

明治七年二月五日

千葉県令柴原和殿

大中小学等級卒業之証或ハ師範学校免状等無御座候

下総国香取郡佐原宿吉田柳尚ニ從ヒ弘化三丙午年三月ヨリ嘉永元戊申年

十二月迄二ヶ年十一ヶ月之間支那学修業

東京水道町大竹蔣塘ニ從ヒ喜永二己酉年正月ヨリ同四年辛亥年九月迄二

ヶ年九ヶ月之間習字修行

同年十月ヨリ明治七年二月迄二十三年五ヶ月之間於自宅農業仕居候

右之通候也

明治七年二月三日

右 藤 熹平印

千葉県令柴原和殿

前書之通申出候ニ付奥印仕候

中学区取締

塚本正典印

(目録番号D7)

【史料53】求名小学校独立ニ付願書

以書附奉願上候

第九大区二小区

上総国武射郡求名村

一 当村小学校之儀者同大区一小区同国同郡姫島村と合併昨年二月当村
住布治喜平姫島村鈴木宗泉兩名御試済教授ニ相立任同済之上同村農
業岩崎久藏居宅借家仮設立仕候得共当村之儀者素方地窪之土地ニて右
姫島村迄之往帰風雨之節者勿論平常甚難渋之道路畔道同様跣足ニて往
返仕候次第故幼稚之ものハ勿論十歳以上ニ而茂小身弱小之ものハ就学
往返難相成兎角幼童共不就学ニ相成此候ニてハ目前盲ニ相成候而已、
依之村中一同協議仕前書姫島校と熟議致し右教授布治喜平一名引分ケ
別ニ村落校設立仕度奉願上候、何卒御仁恤前件被聞召訳願之通被仰許
幼童一統就学相成候様偏ニ奉懇願候、以上

明治八年三月

右村

願人物代 関 瀬重郎

行木又四郎

同用掛 行木九郎右衛門

同用掛 並木角太郎

千葉県令柴原和殿

(目録番号 E 10・7)

【史料 54】求名校独立ニ付伺

御伺

第廿三番中学区内取締

鎌田治兵衛

第廿三番中学区内武射郡姫島村凡戸数凡七十戸人員三百五十人求名村凡同上之儀両村連合一小学区ニテ姫島村校設置有之候処、今般求名村用掛共申出候ニハ求名村中央ヨリ右姫島校所マデ凡十七八丁ノ距里アリ至テ地窪ノ土地ニテ小雨ト雖モ忽チ道路水面ニ没シ兒童往返難渋ニ付遂ニ就学ノ期ヲ愆ルモノ不少其父兄タルモノ空手スルニ忍ビス、因テ村中商議フトゲ村内適宜之場所ニ於テハ是迄求名村トモ学区ノ連合ニ候得ハ今更分校相成候テハ一村ノ微力ヲ以テ永世不朽ノ学校維持スルコト能ハズ難渋之旨申立候、情両村ノ景況ヲ視察スルニ兎角不和ニシテ動モシレバ紛擾ノ釀成スルノ勢アリ、且小区扱所ノ差異アリ、学费ノ課賦等総テ不便ノ向モ不(少)候ニ付、寧求名校設立御許可相成候ハ、却テ両校相競将来振起フ基ニモ立至可申哉ニ奉存候、然ルト雖モ今新ニ求名校ヲ設置スルニ於テハ小学番号等ニ扞格アリ、又姫島校附属ノ名称ハ求名校ニ於テ曾テ相好マズ候、是迄正副戸長等ニ議両村エ懇談及ビ候得共互ニ苦情ヲ鳴シ取扱行届兼候、前条ノ次第如何取計方可然哉、此段奉伺度至急何分ノ御指令奉願候、以上

明治八年五月廿八日

右中学区内取締

鎌田治兵衛

千葉県令 柴原和殿

書面之趣学区内示談行届候ハ、二校設立之儀不苦候条同番号ヲ以テ甲乙

二区別シ設立方法取調更ニ可伺出候事

明治八年六月二日 千葉県令 柴原和

(目録番号 D17・1)

【史料 55】学区取締池田栄亮書簡

(封筒)

姫島村
求名村
用掛御中
至当ノ脚夫賃可相払事
学区取締

姫島小学校之義ニ付御談示申度義有之候条此書付御披見次第事務掛並用掛中三四名富田村大高篤郎宅迄至急御出張有之度候也

八年九月十日

学区取締

池田栄亮 (印)

姫島村

求名村

用掛御中

(目録番号 G7・9)

【史料 56】中学区取締り通知

十一月廿一日朝来

村々小学校教授御用出県并ニ出役先江御用出会之度入費其学区内村々ニ

入費ニ可相成候条、去リトテ多分之入費相掛り候義ハ不相成万一宿料并
ニ昼喰至当之費用之外相掛ケ候ハ、拙者方江其村正副戸長より可申出候、
尤右入費ハ其宿々之受取書持参正副戸長ニ渡し、然上費用請取可致候、
此旨兼テ戸長より教員江注意可有之候、此段区内村々江御達シ有之度及
御達候也

中学区取締

十一月十八日

塚本 正典

第九大区一小区

区长 甲賀秀実殿

同 二小区

区长 安藤正之殿

別紙之通取締より申達し候間可得其意候、受印之上至急順達周止より可
相返もの也

十一月廿日

区长 印

小泉邸

富口邸

本須賀邸

求名邸

井ノ内邸

正副戸長中

(目録番号 R44・13)